平成２７年度契約書　様式集

様式１ 実施計画書（第４条関係）

様式２ 実施計画変更承認申請書（第１４条第１項関係）

様式３－１ 研究分担者異動等届出書（第１５条第２項関係）

様式３－２ 委員会設置届出書（第１５条第２項関係）

様式３－３ 委員会委員異動等届出書（第１５条第２項関係）

様式４ 契約者等異動報告書（第１６条関係）

様式５ 概算払請求書（第１７条第１項関係）

様式６ 実績報告書（第１８条関係） ※

様式７ 精算払請求書（第２１条第１項関係）

様式８ 取得財産明細表提出書（第２５条第３項関係）

様式９ 外部発表投稿票（第３０条第２項関係）

様式１０ 封印申請書（第３４条第１項関係）

様式１１ 知的財産権確認書（第３５条第１項関係）

様式１２ 産業財産権出願報告書（第３７条第１項関係）

様式１３ 産業財産権報告書（第３７条第３項関係）

様式１４ 著作物報告書（第３７条第４項、第５項関係）

様式１５ 知的財産権利用届出書（第３７条第６項関係）

様式１６－１ 知的財産権移転承認申請書（第３８条第２項関係）

様式１６－２ 知的財産権移転通知書（第３８条第３項関係）

様式１７－１ 知的財産権専用実施権等設定承認申請書（第３９条第２項関係）

様式１７－２ 知的財産権専用実施権等設定通知書（第３９条第３項関係）

様式１８ 知的財産権放棄報告書（第４０条関係）

別添１ 予算計画書 ※

別添２ 研究分担者経歴説明書

別添３ 委任状

参考 委託費　積算基準（平成２７年度）

※ 「様式６別紙」及び「別添１」は、別途用意されているMicrosoft Excel様式のファイルを使用して作成すること。

平成　　年度　実施計画書

１　研究開発の内容

（１）課題名

（２）目的[[1]](#footnote-1)

（３）年次目標

（４）実施体制[[2]](#footnote-2)

①　研究分担者[[3]](#footnote-3)

②　委員会委員[[4]](#footnote-4)

（５）内容

（６）実施場所

（７）期間

平成＊＊年＊＊月＊＊日から平成＊＊年＊＊月＊＊日まで

２　経費の支出区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 |  | 金　額（円） |
| Ⅰ　物品費 |  |  |
| Ⅱ　人件費・謝金 |  |  |
| Ⅲ　旅費 |  |  |
| Ⅳ　その他 |  |  |
| 小計：直接経費（Ⅰ～Ⅳの総額） |  |  |
| Ⅴ　間接経費 |  |  |
| Ⅵ　総　額（Ⅰ～Ⅴの和） |  |  |

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

実施計画変更承認申請書[[5]](#endnote-1)

平成　年　月　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく委託業務について実施計画を変更したいので、契約書第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　契約締結日及び委託額

平成＊＊年＊＊月＊＊日

金 \*\*,\*\*\*,\*\*\*円（消費税及び地方消費税を含む）

２　研究開発の進ちょく状況

３　計画変更の内容

４　計画変更の理由

５　計画変更が研究開発に及ぼす効果等

６　計画変更後の経費の内訳[[6]](#endnote-2)

{文書番号}

平成　年　月　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

研究分担者異動等届出書[[7]](#footnote-5)

平成　年　月　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく研究分担者の異動等について、契約書第１５条第２項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　研究課題名：「　　　　　」

２　異動等の内容（異動等が生じる前及び異動等が生じた後を対比して記載）

３　異動等の時期：平成＊＊年＊＊月＊＊日

４　異動等の理由

以上

{文書番号}

平成　年　月　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

委員会設置届出書

平成　年　月　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく委員会の設置について、契約書第１５条第２項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　研究課題名：「　　　　　」

２　設置する委員会名

３　委員会委員[[8]](#endnote-3)

４　設置時期：平成＊＊年＊＊月＊＊日

５　設置理由

以上

{文書番号}

平成　年　月　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

委員会委員異動等届出書

平成　年　月　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく委員会委員の異動等について、契約書第１５条第２項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　研究課題名：「　　　　　」

２　委員会名

３　異動等の内容（異動等が生じる前及び異動等が生じた後を対比して記載）

４　異動等の時期：平成＊＊年＊＊月＊＊日

５　異動等の理由

以上

{文書番号}

平成　年　月　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

契約者等異動報告書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく契約者等の異動について、契約書第１６条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　異動内容：

２　異動時期：平成　　年　　月　　日

３　異動理由

以上

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

概算払請求書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」の経費を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額[[9]](#footnote-6)

２　内訳

様式５別紙のとおり

３　概算払を請求する事由

概算払請求内訳書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 委託額 | 支出 見込額 | 既受領額 | 請求額 | 残額 |
| Ⅰ　物品費 |  |  |  |  |  |
| Ⅱ　人件費・謝金 |  |  |  |  |  |
| Ⅲ　旅費 |  |  |  |  |  |
| Ⅳ　その他 |  |  |  |  |  |
| 小計：直接経費  （Ⅰ～Ⅳの総額） |  |  |  |  |  |
| Ⅴ　間接経費  （直接経費×間接経費の比率） |  |  |  |  |  |
| Ⅵ　総　額  （Ⅰ～Ⅴの和） |  |  |  |  |  |

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

実績報告書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく委託業務の実績について、契約書第１８条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　契約締結日及び委託額

平成＊＊年＊＊月＊＊日

金 \*\*,\*\*\*,\*\*\*円（消費税及び地方消費税を含む）

２　実施した研究開発の概要

３　研究開発に要した経費

１）支出総額総括表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 委託額 | 流用額 | 流用後額 | 支出実績額 | 受けるべき 委託金の額 |
| Ⅰ　物品費 |  |  |  |  |  |
| Ⅱ　人件費・謝金 |  |  |  |  |  |
| Ⅲ　旅費 |  |  |  |  |  |
| Ⅳ　その他 |  |  |  |  |  |
| 小計：直接経費  （Ⅰ～Ⅳの総額） |  | － |  |  |  |
| Ⅴ　間接経費 |  | － | － |  |  |
| Ⅵ　総　額（Ⅰ～Ⅴの和） |  | － |  |  |  |

受けるべき委託金の額の間接経費分は、受けるべき委託金の額の直接経費の値に間接経費の比率を乗じたものとする。

２）支出内訳

　　様式６別紙のとおり

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

精算払請求書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」の経費を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額[[10]](#endnote-4)

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

取得財産[[11]](#footnote-7)明細表提出書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」の取得財産明細表を別紙のとおり提出します。

取得財産明細表

平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 (税込) | 金額 （税込） | 取得年月日 | 保管場所 | 備考 |
|  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名 　印｝

外部発表投稿票

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度｛契約番号｝「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく委託業務の研究成果について、発表又は公開しますので、契約書第３０条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 発　表　題　名 |  | | | |
| 発 表 者[[12]](#endnote-5)  所 属 |  | | | |
| 発 　表　 日[[13]](#endnote-6) | 平成 年 月 日 | | □発表確定日　　□発表予定日 | |
| □現在投稿中（採否未定） | |
| 発表分類の選択  (○を付ける) | 1.査読付き誌上発表論文５  2.査読付き口頭発表論文（印刷物を含む）６  3.その他の誌上発表７ | 4.口頭発表  5.国際標準提案  6.報道発表 | | 7.社外展示会  8.社内展示会  9.その他 |
| 発表分類の詳細 | ［記載内容］  １．学会、会議、投稿機関の名称（フルネーム）及び分野（研究会名称等）  ２．開催地や発表場所  ３．開催期間、その他 | | | |
| 発　表　概　要 |  | | | |
| 研究活動との  関係[[14]](#endnote-7) |  | | | |
| 知的財産権処理  状況(出願予定日、  出願番号等)[[15]](#endnote-8) |  | | | |

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

封印申請書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度｛契約番号｝「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく委託業務について、既に保有している発明等及びコンテンツの封印を行いたいので、契約書第３４条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　封印事項

平成　年　月　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」の締結時における当機関所有の当該開発に係る技術情報

２　封印の実施

○○[[16]](#footnote-8)を代理人として封印を行う。

３　封印後の保管

封印物のリスト及び封印物は、○○[[17]](#footnote-9)において総務省の指示があるまで責任をもって保管する。

添付する文書

　(1)　封印物のリスト　　　　　　様式１０別紙のとおり

封印物のリスト

平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 整理番号 | 技術情報の名称 | 関連資料の名称又は番号等 |
|  | ◯◯◯◯の製造条件 | 1234(スペック) |
|  | ◯◯◯◯の製造法 | ◯◯技法第◯号 |
|  | △△△△の製造法 | 321A(図面) |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | ◯◯△△の製造法 | 特許出願準備中[[18]](#footnote-10) |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権確認書

｛名称｝（以下「乙」という。）は、総務省（以下「甲」という。）に対し平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約について、下記の通り確認しますので、契約書第３５条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

１　乙は、平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」（以下「本研究開発」という。）に係る研究成果又はコンテンツを得た場合には、遅滞なく、当該研究開発委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告すること。

２　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で本研究開発の研究成果又はコンテンツに係る知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙の許諾を得ずに当該権利を第三者に利用させることができること。

３　乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

４　乙は、上記２に基づき甲に利用する権利を許諾した場合には、甲及び当該第三者の円滑な権利の利用に協力すること。

５　乙は、甲が上記３に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出すること。

６　乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において当該知的財産権を排他的に利用する権利の設定若しくは移転（以下「専用実施権等の設定等」という。）の承諾をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。

イ　乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　乙が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。）をいう。）又は認定ＴＬＯ（同法第１２条第１項又は同法第１３条第１項の認定を受けた者をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以上

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

産業財産権出願報告書[[19]](#footnote-11)

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」について、下記のとおり産業財産権の登録等の出願を行いましたので、契約書第３７条第１項の規定に基づき報告します。

記

１　出願国

２　出願に係る産業財産権の種類[[20]](#footnote-12)

３　得られた研究成果等の名称

４　出願日

５　出願番号

６　出願人

７　代理人

８　優先権主張[[21]](#footnote-13)

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

産業財産権報告書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」に係る産業財産権の登録等の状況について、契約書第３７条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　出願等に係る産業財産権の種類

２　得られた研究成果等の名称

３　出願日

４　出願番号

５　出願人

６　代理人

７　登録日

８　登録番号

｛記号番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

著作物報告書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」に係る著作物について、契約書第３７条{第４項又は第５項}の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　著作物の種類[[22]](#footnote-14)

２　著作物の題号

３　著作者の氏名（名称）

４　著作物の内容

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権利用届出書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」について、下記のとおり利用しましたので、契約書第３７条第６項の規定に基づき届け出ます。

記

１　利用した知的財産権

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類[[23]](#footnote-15)  及　び　番　号[[24]](#footnote-16) | 知 的 財 産 権 の 名 称[[25]](#footnote-17) |
|  |  |

２　利用（第三者は利用許諾した場合）

|  |
| --- |
| 自己・第三者[[26]](#footnote-18) |

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権移転承認申請書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」に係る知的財産権について、下記のとおり移転を行いますので、契約書第３８条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　知的財産権の種類[[27]](#endnote-9)

２　知的財産権の名称[[28]](#endnote-10)

３　移転先[[29]](#endnote-11)

４　承認を受ける理由[[30]](#endnote-12)（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

　（１）移転先（移転先から利用許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

　（２）移転先が海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

　（３）その他

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権移転通知書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」に係る知的財産権について、契約書第３８条第３項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　移転した知的財産権の種類[[31]](#footnote-19)

２　移転した知的財産権の名称[[32]](#footnote-20)

３　移転先[[33]](#footnote-21)

４　当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（１）契約書第３８条第２項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

イ　子会社又は親会社への移転であるため

ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの移転であるため

ハ　技術研究組合から組合員への移転であるため

ニ　合併又は分割による移転であるため

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権専用実施権等設定承認申請書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、契約書第３９条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　専用実施権等[[34]](#endnote-13)を設定しようとする知的財産権について

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類[[35]](#endnote-14)、  番号[[36]](#endnote-15)及び名称[[37]](#endnote-16) | 専用実施権等の範囲（地域・期間・内容） |
|  |  |

２　専用実施権等の設定を受ける者[[38]](#endnote-17)

３　承認を受ける理由[[39]](#endnote-18)（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

（１）専用実施権等の設定先が国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

　（２）専用実施権等先が海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

　（３）その他

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権専用実施権等設定通知書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　」に係る知的財産権について、契約書第３９条第３項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　専用実施権等[[40]](#endnote-19)を設定した知的財産権について

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類[[41]](#endnote-20)、  番号[[42]](#endnote-21)及び名称[[43]](#endnote-22) | 専用実施権等の範囲（地域・期間・内容） |
|  |  |

２　専用実施権等の設定を受けた者[[44]](#endnote-23)

３　当該専用実施権等の設定の承認が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（１）契約書第３９条第２項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

イ　子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため

ロ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの専用実施権等の設定であるため

ハ　技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

｛文書番号｝

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　殿

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

知的財産権放棄報告書

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく知的財産権の放棄について、契約書第４０条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　放棄する知的財産権の種類[[45]](#footnote-22)及び番号[[46]](#footnote-23)

２　放棄する知的財産権の名称[[47]](#footnote-24)

３　当該知的財産権の放棄予定日

研究分担者経歴説明書

平成　　年度{契約番号}「｛委託研究課題名｝」(平成＊＊年＊＊月＊＊日現在）

|  |
| --- |
| ・氏名（ふりがな）　　　　　○○　○○　（　　　　）  ・生年月日（年齢）　　　　　西暦　　年　　月　　日生（　　才）  ・所属研究機関　　　　　　　○○大学大学院  ・所属部署　　　　　　　　　○○学研究科　○○専攻　○○室  ・所属機関所在地　　　　　　〒　-　　○○県○○市○○　○丁目○番○号  ・役職　　　　　　　　　　　○○  ・上記所属研究機関以外に兼職・兼業する機関及び役職（法人である場合はその旨を明記）  （例）  　　20\*\*年4月　○○法人　○○  ・電話　　　　　　　　　　　（　　）　　－  ・FAX　　　　　　　　　　　 （　　）　　－  ・E-mail　　　　　　　　　　\*\*\*@\*\*\*\*.\*\*\*  ・学位　　　　　　　　　　　○○学　○士（○○大学、○○専攻、○○年取得）  ・研究者ID 　　 　　　　\*\*\*\*\*\*\*\*   * e-Rad（府省共通研究開発管理システム）で用いる８ケタの研究者番号を記入して下さい。研究者番号を持っていない場合は、記入不要です。   ・エフォート[[48]](#footnote-25)　　　　　　 　○○％  　　　　　　　（根拠：年間総仕事時間：　　時間、本研究開発従事時間　　時間）  ・研究者個人に関する研究キーワード（５つまで）  ・研究者経歴及び受賞歴  　（例）  　　19\*\*年 3月\*\*日　○○大学○○学部○○学科卒業  　　19\*\*年 3月\*\*日　○○大学大学院○○学研究科○○専攻修士課程修了  　　19\*\*年 3月\*\*日　博士号取得（○○学博士○○専攻）  　　19\*\*年 3月\*\*日　○○大学大学院○○学研究科○○専攻博士課程単位取得中退  　　19\*\*年 4月\*\*日　○○○○株式会社　入社  　　19\*\*年 4月\*\*日　○○○○株式会社　○○研究所　○○研究室配属  　　　　　　　　　　　　　　　　○○の研究開発に従事  　　19\*\*年 4月\*\*日　○○○○株式会社　○○研究所　○○研究室　主任研究員  　　19\*\*年 4月\*\*日　○○○○株式会社　○○研究所　○○研究所長  　　19\*\*年 4月\*\*日　○○大学大学院○○学研究科　助教授  　　19\*\*年 4月\*\*日　○○賞受賞  　　20\*\*年 4月\*\*日　○○大学大学院○○学研究科　教授 |

平成　　年　　月　　日

委　　任　　状

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

平成　　年　　月　　日付け平成　　年度{契約番号}研究開発課題「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく、契約書第○条第○項に定める手続きにおいて、（　氏　名　）を代理人と定め、下記のとおり権限を委任する。

記

１　権　限　　　契約書第○条第○項に定める手続きに関する一切の権限

２　実施者[[49]](#footnote-26)

平成　　年　　月　　日

記載例

委　　任　　状

｛住　　　　　所｝

｛名　　　　　称｝

｛契 約 者 氏 名　　印｝

平成　　年　　月　　日付け平成２７年度{契約番号}研究開発課題「｛委託研究課題名｝」研究開発委託契約に基づく、契約書第３７条第１項及び第３７条第３項に定める手続きにおいて、○○　○○を代理人と定め、下記のとおり権限を委任する。

記

１　権　限　　　契約書第３７条第１項及び第３７条第３項に定める手続きに関する一切の権限

２　実施者　　　○○　○○　印

[補足]　以下の様式において、委任状を使用することが可能。

様式９ 外部発表投稿票（第３０条第２項関係）

様式１０　　封印申請書（第３４条第１項関係）

様式１１ 知的財産権確認書（第３５条第１項関係）

様式１２ 産業財産権出願報告書（第３７条第１項関係）

様式１３ 産業財産権報告書（第３７条第３項関係）

様式１４ 著作物報告書（第３７条第４項、第５項関係）

様式１５ 知的財産権利用届出書（第３７条第６項関係）

委託業務費　積算基準（平成２７年度）

委託費の積算は、原則、以下のとおりとする。

（１）　実施計画書の実行に係る直接経費以外は、必要な費用としてこれを認めない。

（２）　間接経費を計上することができる。

（３）　直接経費（消費税及び消費税相当額含む）、間接経費を積算し、委託費の総額とする。

なお、委託契約は「役務の提供」に該当し、その対価である委託費は消費税の課税対象となることから、委託費に係る消費税は受託者が納付しなければならない。そのため、消費税に関して非（不）課税取引となる経費（「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「保険料」等）についても、消費税率を乗じた消費税相当額を計上するものとする。

（４） 人件費については、後述するところに従うものとする。

（５） 実施計画書（予算計画書）の作成にあたっては、適切に積算を行わなければならない。

また、実績報告書の作成にあたっては、支払いに関する証憑書類等が適切に整備されていなければ、原則、必要な費用としてこれを認めない。

（６）　金額、単価、時間などに基づいて実際に支出した経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則、切り捨てとする。

**直接経費**

　直接経費を積算するにあたっては、下表のとおり分類・整理するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | | 説明 |
| Ⅰ．物品費 | １.設備備品費 | | 委託研究業務の実施に直接必要な物品に係る経費。 |
|  | 1．製作又は購入の場合 | 委託研究業務の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円以上かつ使用可能期間が１年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。 |
|  | ２．リース・レンタルの場合 | 委託研究業務の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託研究業務のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。 |
|  | ２.消耗品費 | | 委託研究業務の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円未満又は使用可能期間が１年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。 |
| Ⅱ．人件費・謝金 | 1.人件費 | | 実施計画書に登録されている、委託研究業務に直接従事する研究者等の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当（福利厚生に係るものを除く））。 |
|  | 1．研究員費 | 委託研究業務に直接従事する研究員の人件費。 |
|  | ２．研究補助員費 | 委託研究業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（福利厚生に係る経費を除く）。 |
| ２.謝金 | | 委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む）への謝金、又は個人による役務の提供等への謝金。 |
| Ⅲ．旅費 | 1.旅費 | | 委託研究業務の実施に直接必要となる出張等での、研究員の旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費等であって、委託先の旅費規程等により算定された経費。 |
| ２.委員等旅費 | | 委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要した委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会委員等旅費規定等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託研究業務の実施に直接必要な調査に要する、旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費であって、委員会委員等旅費規定等により算定された経費。 |
| Ⅳ．その他 | １.外注費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費、改造修理費） | | 委託研究業務に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費及び改造修理費）。 |
| ２.印刷製本費 | | 委託研究業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。 |
| ３.会議費 | | 委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。 |
| ４.通信運搬費（通信費、機械装置等運送費） | | 委託研究業務の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。 |
| ５.光熱水料 | | 委託研究業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。 |
| ６.その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等） | | 委託研究業務の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、委託研究業務の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。 |
| ７.消費税相当額 | | 「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費の消費税率に相当する額。 |

**間接経費**

戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）における委託研究業務の受託者は、間接経費を計上することができる。

間接経費は、直接経費（消費税及び消費税相当額含む）に間接経費の比率３０％を乗じた額を上限とする。

**人件費**

**１．研究員費及び研究補助員費**

（１） 研究員費

「研究員」とは、実施計画書に研究分担者として記載され、本委託研究業務を主体的に実施する者をいう。なお、予算の有効活用や業務負担の軽減等を目的に、人件費の計上を行わない研究員を実施体制に加えることも可能である。

研究員に係る人件費は、実施計画書の実行に係る業務に直接従事した分のみを計上できる。

（２） 研究補助員費

「研究補助員」とは、研究補助者の事をいい、研究員の指示の下に本委託業務の補助を行う者をいう。

研究補助員に係る人件費は、委託研究業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費について、実施計画書の実行に係る補助業務として適当であると認められる分のみを計上できる。

**２．人件費の積算方法**

人件費は、原則、「人件費単価」に「従事時間」を乗じて算出する。

なお、以下の点に留意すること。

・人件費単価の根拠を明らかにすること。

・従事時間の根拠を明らかにすること。

・就労形態、人件費単価、残業時間、支給額に留意し計上すること。

・時間単価の他に、就労形態によって月額、日額を用いることもあり得る。

1. 本研究開発の最終目的を記載すること。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 氏名、所属及び役職を記載すること。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 研究開発を統括する立場にある研究分担者（研究責任者）は氏名の前に○を付すこと。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 委員会名及び当該委員会を構成する委員会委員の氏名、所属及び役職を記載すること。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 中止の場合は、中止後の措置を含めて、この様式に準じて記載すること。 [↑](#endnote-ref-1)
6. 新旧対比により作成すること。 [↑](#endnote-ref-2)
7. 本届出により研究体制に変更が生じるときは、新たな研究体制説明書を添付すること。

   また、研究分担者を新たに追加するときは、当該研究分担者について別添２の研究者経歴説明書を添付すること。 [↑](#footnote-ref-5)
8. 氏名、所属及び役職を記載すること。 [↑](#endnote-ref-3)
9. 単位は円とし、算用数字を用いること。 [↑](#footnote-ref-6)
10. 単位は円とし、算用数字を用いること。 [↑](#endnote-ref-4)
11. 対象となる取得財産は、製作又は購入の場合、委託研究業務の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円以上かつ使用期間が1年以上のもの）とする。利益排除をした場合には利益排除後の単価を記載すること。

    2　秘匿すべきノウハウの指定を受けたものが物品に含まれる場合などは、別紙備考欄にその旨を記載すること。 [↑](#footnote-ref-7)
12. 主たる発表者に「○」印を付すこと。 [↑](#endnote-ref-5)
13. 予定日でも可。 [↑](#endnote-ref-6)
14. 研究活動との関係には、関係する開発項目などを記載すること。 [↑](#endnote-ref-7)
15. 関連出願は、原則として発表前に済ませておくこと。

    　投稿論文や開催案内等の外部発表を行うことが確認できる資料を添付すること。

    ５ 定期的に刊行される論文誌や学会誌等、査読（peer-review（論文投稿先の学会等で選出された当該分野の専門家である査読員により、当該論文の採録又は入選等の可否が新規性、信頼性、論理性等の観点より判定されたもの））のある出版物に掲載された論文等（Nature、Science、IEEE Transactions、電子情報通信学会論文誌等および査読のある小論文、研究速報、レター等を含む）は査読付き誌上発表論文に〇を付ける。

    ６ 学会の大会や研究会、国際会議等における口頭発表あるいはポスター発表のための査読のある資料集（電子媒体含む）に掲載された論文等（ICC、ECOC、OFCなど、Conference、Workshop、Symposium等でのproceedingsに掲載された論文形式のものなどとする。ただし、発表用のスライドなどは含まない。）は査読付き口頭発表論文（印刷物を含む）に〇を付ける。なお、口頭発表あるいはポスター発表のための査読のない資料集に掲載された論文等（電子情報通信学会技術研究報告など）は、口頭発表に分類する。

    ７ 専門誌、業界誌、機関誌等、査読のない出版物に掲載された記事等（査読の有無に関わらず企業、公的研究機関及び大学等における紀要論文や技報を含む）はその他の誌上発表に〇を付ける。

    注１ 研究成果を発表又は公開する場合は、その内容が総務省の委託業務の結果得られたもので

    　あることを明示すること。 [↑](#endnote-ref-8)
16. 所属及び氏名を記載すること。 [↑](#footnote-ref-8)
17. 機関名を記載すること。 [↑](#footnote-ref-9)
18. 出願準備中のものは関連資料の封印を行うこと。 [↑](#footnote-ref-10)
19. 申請の場合、この様式に準じて記載すること。 [↑](#footnote-ref-11)
20. 特許協力条約に基づく国際出願の場合は「PCT国際出願」と記載すること。また、各国への出願の際には、各国毎にこの様式を作成すること。 [↑](#footnote-ref-12)
21. 優先権主張については、優先権主張（次のいずれに該当するか）の別、優先権主張番号及び優先日を記載すること。

    (1) 国内優先権主張：特許法第４１条第１項若しくは実用新案法第８条第１項の規定による優先権主張又は受託者の属する国の知的財産権に関する法律で定める優先権主張

    (2) パリ条約で定める優先権主張 [↑](#footnote-ref-13)
22. プログラム、データベース、コンテンツ又はその他の別を記載すること。 [↑](#footnote-ref-14)
23. 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。 [↑](#footnote-ref-15)
24. 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号を記載すること。 [↑](#footnote-ref-16)
25. 以下の該当する（１）～（３）の事項を記載すること。

    （１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

    （２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

    （３）プログラム等又はコンテンツにあっては、技術上の成果の名称 [↑](#footnote-ref-17)
26. 自己又は第三者のいずれかを○で囲むこと。 [↑](#footnote-ref-18)
27. 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。 [↑](#endnote-ref-9)
28. 以下の該当する（１）～（３）の事項を記載すること。

    （１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

    （２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

    （３）プログラム等又はコンテンツにあっては、技術上の成果の名称 [↑](#endnote-ref-10)
29. 社名、住所、連絡先、代表者、担当者等を記載すること。 [↑](#endnote-ref-11)
30. 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

    ①理由が（１）の場合

    国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

    ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

    ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等

    ②理由が（２）の場合

    海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

    ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画

    ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績　等

    さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

    ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）

    ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み　等

    ③理由が（３）の場合

    当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。 [↑](#endnote-ref-12)
31. 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。 [↑](#footnote-ref-19)
32. 以下の該当する（１）～（３）の事項を記載すること。

    （１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

    （２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

    （３）プログラム等又はコンテンツにあっては、技術上の成果の名称 [↑](#footnote-ref-20)
33. 社名、住所、連絡先、代表者、担当者等を記載すること。 [↑](#footnote-ref-21)
34. 特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権をいう。

    著作物の著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。 [↑](#endnote-ref-13)
35. 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。 [↑](#endnote-ref-14)
36. 当該種類に係る設定登録番号を記載。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載すること。

    著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。 [↑](#endnote-ref-15)
37. 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権ついては意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類を記載すること。

    また、著作物に係る著作権については、著作物の題号を記載すること。 [↑](#endnote-ref-16)
38. 社名、住所、連絡先、代表者、担当者等を記載すること。 [↑](#endnote-ref-17)
39. 具体的な理由を、様式１６－１の要領を参考とし記載すること。 [↑](#endnote-ref-18)
40. 特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権をいう。

    著作物の著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。 [↑](#endnote-ref-19)
41. 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。 [↑](#endnote-ref-20)
42. 当該種類に係る設定登録番号を記載。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載すること。

    著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。 [↑](#endnote-ref-21)
43. 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権ついては意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類を記載すること。

    また、著作物に係る著作権については、著作物の題号を記載すること。 [↑](#endnote-ref-22)
44. 社名、住所、連絡先、代表者、担当者等を記載すること。 [↑](#endnote-ref-23)
45. 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権のうち、該当するものを記載すること。 [↑](#footnote-ref-22)
46. 当該種類に係る設定登録番号又は設定登録の出願若しくは申請番号を記載すること。 [↑](#footnote-ref-23)
47. 以下の該当する（１）～（３）の事項を記載すること。

    （１）発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称

    （２）回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類（構造、技術、機能）

    （３）プログラム等又はコンテンツにあっては、技術上の成果の名称

    （４）プログラム等及びコンテンツを除く著作物については、その名称 [↑](#footnote-ref-24)
48. 注）研究分担者ごとに作成してください。

    　年間の仕事時間を100％として求める、当該研究開発に従事する時間の割合（％）。なお、標準的な１日の仕事時間は所属する研究機関が定めている正規の就労時間（通常８時間程度）とし、残業によって生じる研究時間を含むことも可とする。また、その根拠となる年間の仕事時間と本研究開発に従事する時間も記入すること。 [↑](#footnote-ref-25)
49. 役職名、氏名及び使用印鑑。 [↑](#footnote-ref-26)